

鳴門市スポーツ推進審議会

【第1回会議録概要】

【日時】平成26年6月25日（水）、午後2時00分～午後4時20分

【場所】消防本部3階会議室

【議題】鳴門市スポーツ推進計画（素案）について

【出席者】21名

①委員数13名

天羽委員、池田委員、卯木委員、中谷委員、堀江委員、牧野委員、松井委員、森脇委員、矢野（壽）委員、山内委員、山本委員、行實委員、米田委員

②オブザーバー3名

笹川スポーツ財団 澁谷氏、松井氏

総合型スポーツクラブNICEクラブマネージャー 神田氏

③教育委員会5名

事務局（荒川教育次長、三好生涯学習人権課長、島体育振興室長、鈴木係長、隅田主事）

【傍聴者】2名

【会議概要】次のとおり

1. 鳴門市スポーツ推進計画（素案）について
→以下のとおり
2. その他
→以下のとおり

事務局)

新委員の紹介、審議会の成立の報告、資料の確認を行う。

松井会長)

それでは第1回鳴門市スポーツ推進審議会を開会いたします。

これより議事の進行を務めさせていただきます、会長の松井です。委員の皆様のご協力をよろしく申し上げます。

それでは次第に沿って議事を進めてまいります。

本日、ご審議いただく鳴門市スポーツ推進計画（素案）は、第3章 計画の基本的な考え方から第5章 スポーツ推進のための具体的な施策となりますが、今回新たに委員になられる方がいらっしゃいますので、簡単に前回までの審議についてご説明申し上げます。

新たに委員になられました方には、事務局から前回2月に使用しました鳴門市スポーツ推進計画（素案）を配布しておりますので、1ページ目をめくっていただきまして、目次の確認をお願いします。

目次の第1章 計画策定にあたって、第2章 鳴門市民のスポーツ実施の現状と課題、それから第3章 計画の基本的な考え方、ここまでの前回で審議した内容となります。

今日は、計画の基本理念、計画の体系や具体的な施策など、この目次で言うと、計画の第3章、4章、5章までの重要な部分を審議していただくこととなりますので、よろしくお願いたします。以上のことについて何かご質問等ありますか。

それでは議事の進行をさせていただきます。事務局から第3章 計画の基本的な考え方の1番、計画の基本理念について、ご説明をお願いします。

事務局)

第3章 計画の基本的な考え方の1. 計画の基本理念について、事務局(案)、追加事務局(案)、審議委員(案)を説明する。

事務局(案)

案1: 元気、感動、夢ある生涯スポーツ社会の実現

「元気、感動、夢ある生涯スポーツのまち なる」と

「元気、感動、夢あるスポーツのまち なる」と

案2: みんなが身近にスポーツを楽しめるまちの実現

「みんなが身近にスポーツを楽しめるまち なる」と

追加事務局(案)

「スポーツで、みんなが主役になれるまち なる」と

「誰もがスポーツで輝けるまち なる」と

「スポーツがうずまくまち なる」と

審議委員(案)

案3: 「スポーツを通じて健康なまち なるとの実現」

案4: 「みんながスポーツで元気になるまち なる」と

松井会長)

はい、わかりました。事務局からご説明ありましたとおり、計画の基本理念についてご審議いただきたいと思います。

これは(案)の中からどれか1つに決めるということですので、なにかご意見がございましたら、各委員ご自由にご発言いただけたらと思います。いかがでしょうか。

前回までの案は、どこの町のスローガンなのかわからなかったのですが、今回の(案)を見ると全て「なる」という言葉が入っていて、鳴門市のことだということがわかっていいと思います。

その中でどれを選択するかということになりますが、いかがでしょうか。

K 委員)

すみません、基本的な手順の確認という形になりますが、基本理念の Spann というかですね、推進計画の Spann も、5 年で見直して 10 年というところになるのかなというふうにイメージしているのですが、今審議している理念というの、10 年後の鳴門市のスポーツがこういう姿になれたらというイメージで、5 年で見直すということを前提にしながらというよりは、10 年の基本理念というところでイメージしてよろしいですか。

松井会長)

事務局いかがですか。この審議会として、そこは確認していなかったと思います。いつまでの計画なのかということです。

事務局)

計画につきましては、10 年を見通しています。今のところ事務局案としては、5 年で一度計画を見直します。その際にまた新たな後半の 5 年という形で計画の中身を見直す予定ですが、K 委員が言われたように、基本理念について、これまでの審議の中では、これが 10 年通してやるものなのか、もしくは 5 年でまた見直す時に基本理念を見直すのかという意見を伺っていませんでしたので、今回の審議の過程で期間についても、5 年を目指してやっていくのか、もしくは、10 年を目指してやっていくのかということにつきましても、委員の皆様にご意見をいただいたらというふうに考えています。

松井会長)

タイトルのつけ方によっては、5 年で見直す可能性もあるし、場合によったら 10 年長続きするような文言になる可能性もあるということですね。それも含めてこの委員会で審議してくださいということです。この点に関してよろしいですか。

K 委員)

はい。基本理念というのはあまり変えるものではないので、具体的な目標とか、施策に関しては見直していく必要があると思うんですけども、目指すべき方向性というのは、ある程度 10 年間を見据えたものであるべきなのかなというふうに思っています。

それにあまり縛られるとタイトルをつけにくいということにもなると思うんですけど。

ここにある、「みんなが主役」だとかですね、「みんな」といった部分は市民参加といったイメージが非常に出ていて文言としてはいいのかなというか、これからの時代にマッチしたというような言葉になっているのかなというふうに思います。

松井会長)

ありがとうございました。ほかに委員の方でなにかご意見ありませんか。具体的にどれがいいと。実質的には細かな内容が決まっていて、その上で全体としてこれにまとめられるというようなやり方もあると思うんですけども、議事進行上、基本理念をまず考えましょうということになっています。

あとで決める方法もあるんですけども、全体が固まってからここでまた時間が掛かって結局決まらないってことにもなりかねないので、とりあえず今決められるものだったら決めておきたいという考えでよろしいでしょうか。

いかがでしょうか、オブザーバーの神田さんお願いします。

神田クラブマネージャー)

個人的には追加事務局案の最後の「スポーツがうずまくまち なる」とがいいと思うんですけど、理由としては、うずまくというところがシナジーしているからです。

いろんな要素が絡みあっていい効果を成すという意味合いを、このうずまくってところに込められたんだろうなと思っています。

あと、「スポーツがうずまくまち なる」との「が」を取ったらどうか。「スポーツうずまくまち なる」とフレーズに濁音が入っていたりするとスマートではないので。以上です。

松井会長)

はい、そういうご意見がありました。今のご意見についてでもよろしいですし、ほかの案についてもよろしいので、委員の皆様お気づき、お考えのことございませんでしょうか。

いかがでしょうか。もう決をとっていいのか、あるいは今委員の中で、オブザーバーの方ですけども、これがいいと出てきたのは一つだけなんですね。

ほかの案を推す方がいらっしゃれば、推していただきたいんですけども、いかがでしょうか。

事務局追加案だけじゃなくて、第1、案2、案3、案4、全部いきているわけですよ。

D 委員)

私は案1の「元気、感動、夢あるスポーツのまち なる」とがいいと思います。

なんかこう沢山含んではおりますけど、いろいろな面で、元気があり、また夢もあるということでこの言葉がいいと思うんですけどね。ちょっと堅いかなという気がするんですけどもね、言葉的には。

松井会長)

はい、ありがとうございます。案1の「元気、感動、夢ある生涯スポーツのまち なる」とこれを推すと。

D 委員)

「生涯」を削っている方です。

松井会長)

下の方ですか。

D 委員)

下の方でお願いしたいと思います。

松井会長)

はい。

A 委員)

はい、すみません。

国のスポーツ基本法案の理念というのが、やはり連携とか共同であったり、交流であったりですね、今までのスポーツの振興というところから一歩踏み込んだ行政の責任というのを求めていると思いますので、やっぱりスポーツを通してという流れの中で、スポーツを捉えていくということが必要であると思います。

スポーツ推進審議会のこれまでの流れというのは、私は把握していませんが、事務局が狙われているところとか、そういった国からの流れを受けて作ろうという意図が、実は追加事務局案に非常に感じられます。

上の案の方が健康であったり、一部分のスポーツの意義みたいなものが表れているんですけど、町全体の行政としてトータルに考えていくのであれば、私は追加事務局案のどれかがいいのかなと思います。

そうしたら、人づくりとかいろんな部分、観光とかもちろんいっぱいあると思うんですけど、スポーツを通したものが、そうした中では、私も「うずまく」というかこれまでの地域的なイメージと、それとやはり人が交流をしていくという流れの中で渦巻いているイメージが、非常に発信力があるという気がしています。

松井会長)

ありがとうございました。ほかにご意見ありませんか。今までに意見が出てきてないが、これがいい、これを推したいという意見、あるいは今出ている2つの案をサポートのご意見でも構いません。いかがでしょうか。今出てきている2つの案のどれにするか、挙手で決めてしまってよろしいでしょうか。

審議委員)

異議なし。

松井会長)

はい。それでは、異論がないと思いますので、「元気、感動、夢あるスポーツのまち なる」といっくか、「スポーツがうずまくまち なる」との「が」をとって「スポーツうずまくまち なる」とがいいという意見がありますが、それはどうしましょう。決まってから考えましょうか。

神田クラブマネージャー)

「スポーツがうずまくまち なる」とに決まったら、その後もう一回挙手で決めましょう。

松井会長)

これに決まったらもう一度挙手して決めたいと思います。

それでは、挙手をお願いします。

第1案のところにある「元気、感動、夢あるスポーツのまち なる」とこれを推す委員の方、挙手をお願いします。はい、4名ですね。

それでは一番下の「スポーツがうずまくまち なる」とこれを推される方は7名ですね。これは、会長とオブザーバーは票に入らないのですね。

入れなくても多数おりましたので、この「スポーツがうずまくまち なる」ということにしたいと思います。

実は神田さんに先に言われてしまいました、私も一番下がいいなと思っておりました。

まず鳴門をとったとしても「うずまくまち」というところで鳴門の特徴を表せるということと、やっぱりこのスポーツ推進計画の中では、単にスポーツをやるだけではなくて、まちの行政あるいは文化、いろんなことを巻き込んで、全体としてスポーツ文化を醸成するというような意味合いがあると思います。

それをうずまくということイメージしている、単にスポーツをするだけじゃなくて、ほかのいろんな文化的な面も巻き込んでというイメージで、いいんじゃないかと思っていましたら、私の意見を言うまでもなく、そちらの方に決まりましたので、ありがたいと思います。

それで、「が」を入れるかどうかなんですけども、先ほど神田さんがコピーライターとしてのセンスを発揮されて、「が」をとった方がスローガンとしていいというような意見がありましたけど、

いかがでしょうか。「が」をとって「スポーツうずまくまち なる」とこれでいきますか。

審議委員)

異議なし。

松井会長)

異議なしのお声をいただきました。よろしいですか。

また、小変更は余地があるということにして、基本的には「スポーツうずまくまち なる」とこれでいくということにしたいと思います。

はい、ありがとうございました。これで基本理念のスローガンを決めさせていただきます。

次に、第3章2番計画の基本目標について、これを事務局からご説明お願いいたします。

事務局)

計画の2ページ目の、

第3章 2. 計画の基本目標にある、

基本目標1 子供・青少年と学校における体育・スポーツ活動機会の充実

について、8ページ目の第4章 計画の体系を確認しながら説明。

松井会長)

はい、ありがとうございました。

ただいま事務局からご説明がありました1つ目の基本目標であります、「子供・青少年と学校における体育スポーツ活動機会の充実」について、これは意見を出して、その意見をもとにこの内容を再検討するということになります。

委員の皆さんには、事務局から説明のありました、8ページ目のことについてご意見があればお願いしたいと思います。

K 委員)

まず、基本目標1の子供・青少年と学校における体育スポーツ活動機会の充実の箇所で、ほかの計画と違う部分として、スポーツボランティアの連携とか、指導者の活用といったところは、アンケートの調査結果で、ボランティアの希望者とか、そういったところのニーズをくみ取ったかたちで、計画に載せられたのではないかなという意図を感じます。

また、スポーツボランティアとの連携の箇所は、誰と誰が連携するのか教えてもらえたらなというのと、連携はいいんですけども、ボランティアの方々を養成していくというところにも少し踏み込んで行くのもいいのかなと思います。

今いる人たちを活かすというのもありますが、新たにといったところだとか、子どもたちもそういった意識を高めてもらうというような取り組みも計画に入れてはどうかと思います。

特に(1)④ スポーツボランティアとの連携とか、(2)の③ スポーツ指導者の活用の部分なんですけどもいかがですかね。

松井会長)

事務局お答えいただけますか。

事務局)

まず(1)④ スポーツボランティアとの連携ですが、こちらについて鳴門市でどのような活動をしているかと申しますと、例えば、スポーツ少年団主催の駅伝競走大会や、ウォーキング協会主催のツーデーウォークの大会等について、スポーツ推進委員の協力を得ながら開催しており、これら

のことを想定して、こちらでは記載しております。

また、11ページの下の③ スポーツ指導者の活用については、中学校において武道やダンス等が必修になったため、体育協会や総合型地域スポーツクラブ等と連携して、外部指導者を派遣することを想定しております。

松井会長)

はい、澁谷さん。

笹川スポーツ財団 澁谷氏)

補足をさせていただきたいと思います。笹川スポーツ財団の澁谷です。スポーツボランティアに関するところとしまして、私たちの方でも一緒に調査させていただいた中で、全国的なところに比べまして、鳴門市のスポーツボランティアに対する活動の活発さ、熱心さというところをぜひ伸ばしていただきたいところで、ご提案をさせていただいております。

今の事務局のご説明に併せて、K委員のおっしゃったことと言えば、スポーツ活動の推進というような文言にかえて、ジュニアの部分でいいますと今スポーツ少年団というのは、ジュニアリーダー・シニアリーダーという仕組みがありまして、青少年の段階から後輩の面倒を見るような活動を推進していくような取り組みが全国的にはございます。

こういったところを知っていただいたりとか、取り組んでいただくきっかけにするような発信ができればよろしいんじゃないかというふうに認識しております。

松井会長)

はい、ありがとうございます。今のお二人のお話でK委員よろしいでしょうか。

K委員)

はい。

松井会長)

紹介するのが遅れました。笹川スポーツ財団スポーツ政策研究所から澁谷さんと松井さん、それから先ほどご発言いただきましたけれども、総合型地域スポーツクラブNICEのクラブマネージャーの神田さん、この3名が当審議会のオブザーバーとして参加していただいております。

委員ではありませんが意見を伺うということでお招きしておりますのでご了解ください。

はい、それではもとに戻りたいと思います。今のK委員の質問は、これでよろしいですね。

K委員)

はい。

松井会長)

他に、委員の方々からご意見ありませんか。

ちょっと私から質問させてください。11ページの(2) 小中学生の体育・スポーツ活動機会の充実は、学校教育にかかわる部分ですよね。

10ページの(1) 子供・青少年のスポーツ活動機会の充実は、学校教育に関わらない部分で、スポーツ少年団と地域のスポーツ活動ということだと思んですけども、この(2)の⑤ 顕彰制度の推進は、学校教育に関わる事項しか表彰の対象にならないというふうに考えてよろしいんでしょうか。

事務局)

(2)の⑤ 顕彰制度の推進につきましては、小学校、中学校の大会等の学校教育に関わる部分と、

スポーツ少年団等の学校教育に関わらない部分のどちらも表彰の対象としております。

松井会長)

はい、わかりました。ありがとうございました。ほかにご意見よろしいでしょうか。意見があまりないようだ、要するに事務局案は、ほぼこの線で進めて行くということを審議会として認めたということになるんですけど、よろしいでしょうか。はい、神田さん。

神田クラブマネージャー)

質問なんですけど、第5章のスポーツ推進のための具体的な施策は、あとでまた話をする機会があるのでしょうか。

事務局)

本日、第5章のスポーツ推進のための具体的な施策の全てについて、お諮りする時間はないと思うので、8ページ目の第4章 計画の体系の中で、網掛けしている部分を先に審議していただきたいと考えております。

その後、時間が残りましたら、網掛け以外の箇所についても時間をかけてご議論をお願いしたいと思います。

神田クラブマネージャー)

はい、わかりました。

松井会長)

はい、すみません。審議会の進め方についての、重要な部分なんですけども、大まかな項目をここで承認しても、細かい内容があとでまた出てきますので、そこで改めて審議していただくことになります。

実は細かい内容をちゃんと見ないと、審議会としてこれでいいかどうかという判断をなかなかしにくいと思いますので、最初項目だけを見て大雑把な内容を把握していただいて、あとで細かい内容が出てきたときに、やっぱりここはこうじゃないかという意見が出てくるかもしれません。

そうするとまた前に戻って、この中の計画はこれでいいのかと再度検討することになりますが、構成上、仕方がないと思いますので、このまま続けさせていただこうと思います。

ここで仮に意見が出なくても、あとでもう一回再検討する余地があるということをご承知おきください。その点よろしいですか。

ということであれば、あまり時間をかけずに次に進もうかと思うんですけども、とりあえず、その基本目標1の部分、(1) 子供・青少年のスポーツ活動機会の充実、(2) 小中学生の体育・スポーツ活動機会の充実、この部分について、ほかにご意見ございませんでしょうか。なければ次へ進みたいと思いますが、よろしいでしょうか。

はい、それでは次に進みたいと思います。

次に二つ目の基本目標 ライフステージに応じたスポーツ活動の推進ですか、この部分について事務局の方からご説明をお願いしたいと思います。

事務局)

基本目標2 ライフステージに応じたスポーツ活動の推進について説明。

松井会長)

はい、ありがとうございました。ただいまご説明のありました、2つ目の基本目標であるライフステージに応じたスポーツ活動の推進について、ご意見・ご質問等ありましたら委員のみなさん、

ご自由にご発言いただけたらと思います。いかがでしょうか。はい、どうぞ。

J 委員)

基本目標2では、高齢者ですとか、障がい者とか、競技スポーツの支援とか、支援のところがすぐ出ておりますけど、基本目標1の子供・青少年というところで、子供っていうのは、4歳からというふうに先ほどお話がありましたけど、乳幼児といった未就学児の支援というのは、この中に入ってもいいんじゃないかと思うんです。

今、鳴門市の場合、子育て支援については、それぞれの団体がたくさんありまして、結構子育て支援は充実しておりますけど、乳幼児のスポーツの参加というか、スポーツを通じた遊びの支援みたいな形から入っていくと、乳幼児から幼児、小学生、中学生、高校生というようにつながっていくんじゃないかなと私は思いました。

それと、あと具体的などころで、たとえば子育て世代の成人の方とか、就労している方の支援というのが、具体的にここに入った方がよりわかりやすいのかなというふうに思います。以上です。

松井会長)

ライフステージということですから、当然生まれてからすぐライフステージが始まるわけですが、その乳幼児とか子育て世代、小学校に上がる前の子供についての取り扱いというのは、現在ではどのような取り扱いになっているのでしょうか。

事務局)

乳幼児と未就学児については、基本目標1の子供・青少年と学校における体育・スポーツ活動機会の充実を含めて記載したいと考えております。

松井会長)

はい。基本目標2のライフステージの箇所に入ってくるってことはあんまり考えてない、ということですか。

事務局)

はい。そのとおりです。

前回お示しした計画案には、基本目標2の中に子供に関する内容が入っていたんですが、子供に関する内容を基本目標の1と、基本目標の2に分けて記載すると、わかりにくくなるということで、子供については、乳幼児を含めて基本目標の1に、まとめて記載しております。

松井会長)

はい。ということなんですけど、よろしいでしょうか。

J 委員)

未就学児というか乳児ですとか、未就学の子供に関しては、所属している保育園に行ってる人はいいんですが、保育園に行っていない、どこにも所属していない子供達が、鳴門市で年間500人ぐらい出生しているらしいんです。

その子供たちへの支援となってきたときに、高齢者の場合でしたら、介護予防事業との連携ですとか、高齢者スポーツの支援というふうに具体的な記述がありますが、未就学の子供に対しての支援というところでは、子育て支援ですとか、そういったところの団体との連携みたいなのが必要になってくるんじゃないかなというふうに思うんですけれども。

松井会長)

はい、澁谷さん、お願いします。

笹川スポーツ財団 澁谷氏)

今のお答えになりうる分として、私たちの全国調査のなかで、保護者のスポーツ実施状況と子供のスポーツ実施状況の関係についているのを見ているんですが、保護者の方がスポーツについて前向きに参加されているお子さんほど、実際にお子さんのスポーツ実施状況も格段に高いというデータも出ています。

基本目標2のライフステージのところで、子育て世代の人々に対する支援の中で、何かの支援を盛り込むようにして、また、子供の部分のところは、基本目標の1でカバーするというので、今のJ委員のリクエストに応えることができるような気がします。

松井会長)

基本的に乳幼児、子育てに関しては、教育委員会が取り扱うのか、あるいは、保健所とか厚生労働省になるのか、そのあたりは行政の業務分担上、おのずから決まってくるような部分はないんですか。

事務局)

市の部分でしたら、健康づくり課や子どもいきいき課が乳幼児等の担当となると思います。市で補えない部分については、総合型や地域のスポーツの方と連携してやるようなメニューを支援していくというようなことも、項目として検討していてもいいと思います。

F 委員)

保育協議会として、保育園の取り組みを説明させていただきます。

各鳴門市の保育園・保育所では、子育て支援の総合的なところだけでなく、各園でわんぱく教室というのを行っております。

そのなかで、0歳から保育園に行っていない子供達や、幼稚園に行っていない子供達が、保護者と一緒に来て、リズム遊びなどの音楽を通して体を動かす遊びに取り組んでいます。それは子どもいきいき課の管轄ですけれども、そのあたりとの連携というのがあったらよりわかりやすいのかなというふうに思います。

松井会長)

今、具体的な連携先としては市のどの部署になりますか。

F 委員)

子どもいきいき課ですかね。

松井会長)

そこの連携を強化していけば、将来的にはよろしいということですか。

F 委員)

はい、そうです。

計画に体を動かすというあたりの内容を入れるというのもいいかなと思ったりします。

松井会長)

幼児体育の指導者といった人材確保の点はいかがでしょう。

F 委員)

そのあたりは自分たちで見つけないといけないので、だから本当にそんな幼児体育の派遣というのがあったらうれしいですね。

松井会長)

そこら辺は鳴門市の方で幼児体育に関する指導者を把握しているかどうか、あるいは、どこか依頼先とか、あるいは県とか連携しているというのはありますか。

事務局)

県との連携といった情報は入ってないのですが、教育委員会の方で申しますと、総合型スポーツクラブとの連携の中で子育て支援を行うとか、また、チャレンジデーもそうですけど、保育園に講師を派遣するなどして支援しています。

今後も、総合型スポーツクラブ等と連携し、要望等に対応できるように検討して参りたいと思います。

松井会長)

よろしいでしょうか。連携のルートはあるそうなので、計画に盛り込んで頂くということによろしいかと思えます。

はい、B委員さんどうぞ。

B委員)

障がい者スポーツと高齢者スポーツは、過度なスポーツができないとか、安全面に十分配慮しなければいけないとかいう点で、非常に方向性はよく似ていると思います。

ですから、高齢者にやさしいスポーツは、障がい者にもやさしいスポーツであるし、逆に障がい者にやさしいスポーツは、高齢者にもやさしいということになります。

そういうことから考えてみましても、果たして私たち障がい者が鳴門市内で、安心して簡単に取り組むことができる運動器具を設置している場所があるかと考えてみますと、どうも思い当たらない。

まず、そういう場所を確保していただきたい。別にたくさんの器具も、高級な器具もいらないので、いくつか簡単な運動のできる器具が揃ったスペースを確保していただきたい。

そして、その後に、そこで運動していて、ボランティアの協力を得られ、いろいろアドバイスをしていただけるというようになるといいなと思います。

松井会長)

はい、ありがとうございました。今の部分に関しては計画でいうと、どこの部分にあたりますかね。

事務局)

15ページの(3)障がい者のスポーツ・レクリエーション活動の支援の①障がい者スポーツの支援の箇所になります。

松井会長)

はい、前回から改定していただいた部分ですよね。

事務局)

それでは、(3)の①のこの部分について朗読させていただきます。

ここの内容については、前回の審議会でありましたご意見踏まえて、内容を改めて記載しております。

松井会長)

ということによろしいでしょうか。B委員の方で、この文章をもう少し変更を加えてくれという

ようなことがありますでしょうか。

B 委員)

レクリエーションという言葉で片付けられるのがどうも。レクリエーション大会は、年に1回私たちも施設と合同でやっていますが、どうも私たちから見ると、内容があまりにもなんていうかな、つまらないと言ったら叱られるかもしれませんが、施設の方が言うのでやっています。

レクリエーションというよりも、そんな難しいこともできるはずないのですが、簡単なスポーツに取り組み、レクリエーションというのは、その中の関わり方の一つでしょうけれども。

とにかく私たちは、慢性的に運動不足になっています。だから運動解消できるスペースをいただいて、そこで活動していくうちに、先ほどからおっしゃっているボランティアとの連携で、誰かその道の人にアドバイスしていただけたらと思っています。別にレクリエーションのみしたいとは思っていません。

松井会長)

このスポーツ・レクリエーションとかいてある部分が、要するにスポーツ競技とレクリエーションと二つのカテゴリを含んでいるのか、あるいはスポーツレクリエーションという大まかに一つにまとめちゃってるのかということだと思うのですが。

A 委員)

私もそこは少し気にはなりました。(3) 障がい者のスポーツ・レクリエーション活動の支援の箇所は、レクリエーションを取るべきだと思います。

それで下の行に記載がある、より気軽にという文言のところが引っかかります。やはりここは、障がい者が自主的、積極的に、スポーツ活動に取り組むというような文言にするべきでないかなと思いました。

松井会長)

スポーツの定義の部分にもなると思うのですが、どっか別な箇所に書いてありましたよね。推進計画におけるスポーツは、スポーツ競技だけでなく、気晴らしとか、レクリエーションを含めるのだと、もっと言うとスポーツは、体だけじゃなく、頭を使う活動もスポーツなんですよ、実は。

ただその線引きというのがあまり固定化してないので、我々としてはどう考えるかというところを、ある程度ははっきりさせておく必要があるのですが、事務局としてはどうお考えでしょうか。

事務局)

松井会長が言われたように、3ページ目にスポーツの定義は、外遊びから競技スポーツまでを含めて位置づけております。

ここでB委員がおっしゃられたように、レクリエーションという文言のあり方について、もう一度検討させていただきまして、表現については、次回お示しさせていただけたらと思います。

松井会長)

はい。A委員それでよろしいでしょうか。

A 委員)

はい。結構です。

B 委員)

でも、ほかの団体ではレクリエーションという言葉は、一切使ってないのですよね。ほかのスポ

ーツのところでは一切レクリエーションという言葉使われてないのですよ。

障がい者のところだけ、スポーツ・レクリエーション、レクリエーションと、あんたらはそれでええんよというように、まあそれちょっと誇張しすぎかもわかりませんがね。

もちろんスポーツだから、気楽に遊びでゲーム感覚でしたらいいのだろうけど、どうもレクリエーションという言葉で片付けられてしまうと、ちょっと、というところがあります。

松井会長)

健全者のレクリエーションっていうのも、スポーツの範疇にあると思うのですけれども。

そこはちょっと取り扱いを慎重にした方がいいということだと思います。よろしくお願いします。

はい、ほかにありませんか。

K 委員)

ライフステージに応じたスポーツ活動の推進ということで、幅広くいろんな方々に対応した施策をとる部分では、いろんなカテゴリに関しては、私自身は、特に問題は感じないですけれども、13ページ目からの各施策の書き方というか、例えば13ページにある②スポーツ大会等の開催及び支援の箇所は、クロスカントリーだとかチャレンジデーとか、具体的な事業名が書いてあるのに対して、14ページ目からは、いろんな支援をしていくといった内容になっています。

具体的な事業が、既存事業も含めてあるんだとかいったところや、審議に出た部分に関してこういったものも考えていけたらというように、県のスポーツ振興計画では具体的な内容を入れてありますので、この計画でどこまで入れていくのか、その辺りをお聞きしたいです。

松井会長)

それはすごく重要なところで、審議会の始まる前に事務局と相談させていただきました。要するに計画は膨大な計画なのですが、現実、実現可能な範囲にとどめるのか、とにかく理想的なことを全部列挙したものなのか。その後、事業を実施して事業評価をするのかどうかですよね。

要するにこれだけやったけど10項目の内5項目しかできなかったというような評価をする可能性があるのであれば、あまり計画倒れはみっともないので、実現可能な計画に絞り込むということも必要です。

そうじゃなくて、事業評価しないんだということであれば、選挙公約みたいに花火を打ち上げればいいと思うんですけれども。

そこら辺のバランスをちょっと推し量らなければいけないのですが、このことについて事務局ご説明をお願いします。

事務局)

K 委員から今言われたように、施策の中で具体的な内容が入っている部分と、そうでないところがあります。この辺りについて、松井会長の方からもご意見がありまして、表記について具体的な表記、一般的になっている部分を検討しまして、よりわかりやすく具体的なイメージできるような形に改めたいと考えています。

また、次回の審議会の開催前には、今回と同様に、事前に各委員へ計画案を送付させていただきますので、内容を確認していただき、ご意見をお願いしたいと思います。

松井会長)

はい、ありがとうございました。

実現可能かどうかということに関しては、結局いろんな項目があって、その項目について責任を

負うべき部署はどこなのか。

あるいは、それに関係している部署はどこであるか、ある程度明記されれば、責任がはっきりして、その後の計画の実行に関しても拘束力が出てくると思うのですが。ほかの委員方は、いかがでしょうか。

K 委員)

すごい先生方に協力して立派な計画を策定しても、それを誰も知らなかったりとか、そうなるとうまうと、何のための計画だったのかということになるので、わかりやすい計画であることは必要だと思ひます。

市民の方が手にとって、こんな事を見据えた計画なんだなというものが、できれば非常に実効性も高いのかなと思ひます。

松井会長)

はい、ほかにご意見ございませぬか。

神田クラブマネージャー)

これはお願いというより、ちょっとこの全体的なポジションがぼんやりとしているな、という感想がなんでやろうと思つたら、やっぱりスポーツを勧めるうえで、今、医療・福祉・観光のこの3つと連携をするということが、このスポーツ基本法にもあると思うのです。

けれども、具体的に医療・観光・福祉という言葉をどこかに、連携を図るみたいな、行政というのはどうしても縦割りになりがちだけれども、スポーツというものを通して医療・福祉・観光を横につなげる、それは総合型スポーツクラブのミッションでもあるので、そういったことも織り込んでもらいたいと思ひます。

松井会長)

はい、具体的な話ありがとうございました。

10年以上も前の話ですけれども、長野県の何とか村とか、茨城県の東海村でしたっけ、結局大施設を充実させて高齢者がそこで運動を行い、参加率を高めることによって、実は高齢者の医療費が30%位抑制されたと、一人当たり年間70万円位かかっていたのが、年間50万円以下になったというような事例がありましたよね。

そういうような具体的な数値目標みたいなものが、盛り込めるのであれば、より具体的に示していくと、そのためだったら、市民も税金を費やしてもいいかな、という気になると思ひます。

健康行政は私の専門ではないですが、日本各地そういう前例はあると思ひますので、それに準じたことをより具体的に市民がイメージしていただけるように表現することも、必要かなと思つております。そういうことですよ、神田さん。

神田クラブマネージャー)

そうです。

松井会長)

ほかにかがでしようか。

基本目標2のスポーツライフに応じたスポーツ活動の推進については、これでよろしいですか。

もう一つ3つ目基本目標がありますので、そちらに進むとしまして、あとでご意見がありましたら、戻ることができますので、その時にご意見ください。

それでは進めさせていただきます。次は3つ目の基本目標 市民が主体的に参画する地域スポーツ

環境の整備について、事務局の方から説明をお願いします。

事務局)

基本目標3 市民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備について説明。

松井会長)

はい、ありがとうございました。

今の、基本目標3について、ご意見等があればお願いいたします。

H 委員)

専門的なスポーツのことはわからないのですが、16ページの上の辺りに、市民が主体的に参画する地域のスポーツ環境や、地域が抱える人間関係の希薄化などの記載がありますが、これに関連して、(1) 体育協会の活動支援の②体育協会表彰式の開催のところで、優秀な成績を残した選手に対して、体育協会から表彰しますとあります。

誰でも表彰してもらえるとすることは、とてもうれしいことですが、どのような成績を残した方が表彰されるのか。

事務局)

表彰の基準は、例えば選手であれば四国大会で優勝した者とか、指導者等の功労者は、指導歴が10年以上であるとか、そういった基準があります。

H 委員)

それだったら、今までの表彰のやり方と一緒にですね。

いつでも、どこでもスポーツができるというのであれば、これまでとは違った意味での表彰があってもいいのではないかと思います。

松井会長)

それは、これから工夫して作ることも可能ですよね。

事務局)

H 委員がおっしゃっているのは、競技スポーツではなく、生涯スポーツ的な要素の表彰をイメージされていると思うのですが、現在のところは、そのような表彰がありませんので、今後は、そのような観点から表彰のやり方を工夫する必要があると思います。

松井会長)

優秀な選手・指導者だけではなくて、このスポーツ推進計画に関する功労賞的な表彰を含めたカテゴリーを作ればいいと思います。そのことを含めて、今後検討するということですね。

G 委員)

スポーツ施設の設置についてですが、この際、市の体育館やプールを新設するというので、取り組んでもらいたいと思います。

松井会長)

その辺りについて、具体的に書くことは可能ですか。

事務局)

施設の新設については、どのような形で記載できるかは、財政的な問題等もあるため今後検討して、改めてお示ししたいと思います。

体育施設の整備については、市民会館等の施設が老朽化しているため問題がありますし、市民との交流の場としてのスポーツ施設がないというのは、非常に不自由を感じています。

そのような体育施設が必要であると考えておりますが、この場で必ず施設を作りますとお約束をするということは難しいと思いますが、だからと言いまして、計画で施設の内容について全く触れないということはあってはならないと考えております。

審議会において、施設が必要であるということをお示しいただいたのちに、財政当局と協議をして、できるだけ早期の整備を図るということで、ご理解をお願いしたいと思います。

松井会長)

なかなか回答することが難しい内容について、答えていただきありがとうございました。

感触としましては、この推進計画を策定することで、予算が増えることはあるのでしょうか。

事務局)

策定後は、計画に沿ってスポーツ行政を進めていくので、事業を進めるにあたっての根拠となり、今後はより力強く進めていくことができますが、財政当局の担当者ではないので、必ず予算に反映できるとお約束することはできませんので、ご理解をお願いしたいと思います。

K 委員)

まちづくりやスポーツ行政もそうですが、全て行政がするというのは無理ですし、市民の方がやらなければならないこともあると思います。

ただ、行政ができることというのは、施設を建てるというのは、行政がやるべきことだと思います。また、規制改革とか、ハブ機能として連携・協働とか、そのようなところになると思います。行政と市民がするべきところをしっかりとすみ分けする必要があると思います。

計画については、審議会が諮問を受けて、我々委員が話をさせてもらっていますので、5年後、10年後にこんな鳴門市になって欲しいというところを示して、また、今回行政の方でも、いろいろと検討していただいて、計画のたたき台を出していただいておりますので、これを仕分けするというより、今できている、または、現時点でゼロでもいいですが、これを5年後に1にするとか、数値目標を入れるということをつけると、大きく変わるのではないかと思います。

数値目標を入れることで、5年後、10年後に評価しやすいと思いますので、数値目標は必ず設定していただきたいと思います。

松井会長)

はい。ありがとうございました。

それでは、基本目標の3について、ほかにご意見等はございませんでしょうか。

意見がないようでしたら、10ページ目以降の全体の施策について、ご意見等ございませんでしょうか。

C 委員)

私が現職のときは、松井会長のところの鳴門教育大学と鳴門市が協定を結びまして、部活動を教えるボランティアがありまして、例えば鳴門教育大学の陸上部の学生が現場の中学校に来て、サポートすることがありましたが、今はないのでしょうか。

事務局)

現在もその事業はあります。

C 委員)

その流れで、鳴門教育大学の学生が小学校の陸上教室に指導スタッフに入ってもらって、陸上教室の閉校式のとき、教育委員会のボランティア証明書を発行しております。

学生としては、採用試験や企業の就職の際の応募用紙に、あなたのボランティア歴という項目があり、証明するものを貼りなさいとなっているようです。ですから、これは非常にありがたいということで、10年ほど続いている制度です。

松井会長)

少し付け加えさせていただくと、陸上をはじめ、鳴門教育大学の学生が、いろいろなところでボランティアとして活動をしているのですが、これが文科省でもボランティアのモデル校として紹介されたことがあります。

実はこれ、大学として組織的に行っているのではなく、恐らく学生の実習先で関係ができて、そこでこういう大会があるのだけど手伝ってくれないか、ということでボランティアをやっていたことが、ある時期に話題となったということです。

もし、市と連携できれば、そのことも実績になりますし、ボランティア証明書も就職書類として非常にありがたいと思いますので、そこも含めて推進していくといいかなと思います。

そのほかにご意見等がありますでしょうか。

K 委員)

3 ページ目に、4. スポーツ振興の意義とあるのですが、振興というより市民と参画して行政が推進していくということで、推進がいいと思うのですが、いかがでしょうか。

事務局)

国が新たに策定しましたスポーツ基本法においても、振興から推進に多くの文言が変更されておりますので、この点についても改めて検討させていただきます。

松井会長)

ありがとうございました。ほかにご意見等ありますでしょうか。

K 委員)

すいません。もう一つ、5 ページに計画の位置づけのイメージ図ですが、ここは健康づくり関係の政策や、計画等との整合性を図るようにはどうかと思いました。

事務局)

ご指摘がありました計画のイメージ図については、見直しを検討したいと思います。

松井会長)

ありがとうございました。ほかにご意見等ありませんでしょうか。

ご意見等ないようでしたら、私の方から1点、11 ページ目の下段の③スポーツ指導者の活用のところですが、活用する理由が、武道やダンスが必修化されたため、これがメインになると思いますが、10年先を見通したら、武道やダンス以上に、陸上、水泳等はずっと必修なので、そっちの指導者が必要なんですね。それも含めて、武道やダンスもあるというような表記がいいのかなと、思います。

ほかにご意見等ありませんか。これで意見が出尽くしたということで、審議を終了してもよろしいですか。

はい。それでは、これで審議を終了させていただきます。

今後は、事務局と計画(素案)の見直しを行い、次回の審議会前に、各委員へ事前に計画(案)を送付させていただきますので、内容の確認をお願いしたいと思います。

このような進め方をさせていただきますが、よろしいでしょうか。

ご意見等がないようでしたら、ここまでご承認いただいたということでよろしいでしょうか。
審議委員)

異議なし。

松井会長)

ありがとうございました。異議なしの声をいただきましたので、本日の議事はこれで終了させていただきます。

事務局)

長時間にわたりご審議いただきまして、ありがとうございました。本日は、これで終了いたします。